

支援制度

あらゆる面から企業経営をサポート。

企業の進出を支援

設備投資に対する補助

最大20億円

※要件があります

青森県産業立地促進費補助金

対象地域	県内全域
対象者	【1】県の誘致企業 【2】県内企業(地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者又は金矢工業団地もしくは青森中核工業団地に立地する者に限る) 【3】上記の企業に建物及び機械設備をリースする企業
対象業種	A 製造業(成長ものづくり関連業種又は農林水産関連業種) B 医療・健康福祉関連業種及び農工商連携関連業種 C コンタクトセンター関連業種(新設の場合に限る) D 物流関連業種(新設の場合に限る) E デジタルものづくり関連業種*2及び脱炭素関連業種*3(新設の場合に限る)
補助対象	【1】土地の取得経費(金矢工業団地に限る) 【2】建物・機械設備の取得(新設の場合はリースを含む)経費 (注)土地リース制度を活用し、建物等を取得する場合も補助対象とする。

【1】新設(土地の取得又はリースが必要)
下表は標準的な補助要件等であり、投資場所(むつ小川原開発地区、金矢工業団地、青森中核工業団地)、設備投資額、雇用人数等により、補助率及び補助限度額の特例があります。

①通常枠

対象業種	補助要件		補助率	補助限度額*6
	設備投資額	雇用増		
A・B・C	1億円以上	10人以上*4	5%	3億円
	3億円以上	20人以上	10%	3億円
D	1億円以上	10人以上*4	5%	3億円
E	1億円以上	5人以上	10%	3億円

②特別枠*5

対象業種	補助要件		補助率	補助限度額*6
	設備投資額	雇用増		
A・B	1億円以上	10人以上*4	15%	3億円
	3億円以上	20人以上	20%	10億円

【2】増設(1企業1回限り)

①通常枠

対象業種	補助要件		補助率	補助限度額
	設備投資額	雇用増		
A・B	2億円以上	5人以上	5%	5千万円
	4億円以上	10人以上	10%	1億円

②特別枠*5

対象業種	補助要件		補助率	補助限度額
	設備投資額	雇用増		
A・B	1億円以上	5人以上	15%	5千万円

※1. 青森県地域未来投資促進基本計画、青森県八戸圏域基本計画、弘前地域ライフ関連産業投資促進基本計画の3計画
 ※2. ものづくり産業の製品・製造工程のデジタル化を支える研究開発や他業種との連携等を行う業種
 ※3. 国が策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に掲げる成長が期待される分野のうち、センサー、半導体、省エネ及び資源循環産業等の脱炭素化の実現につながる技術・製品の研究開発や製造等を行う業種
 ※4. 金矢工業団地に立地する場合、雇用増の要件(下限)は5人以上
 ※5. サプライチェーン再構築・分散やBCP対策のため拠点整備を行う事業
 ※6. 1億円を超える場合は単年度の交付額は1億円を限度として複数年にわたって分割交付、5億円を超える場合は5年間均等割で交付

青森県誘致企業本社機能移転促進費補助金

対象企業	県の誘致企業	
雇用経費助成	補助対象	本社機能の移転に伴い、県内居住者を新規に常時雇用するのに要する経費
	要件	次のすべての要件を満たすもの 【1】2人以上雇用すること 【2】雇用期間が1年以上であること
	補助額等	新規雇用者1人につき50万円(1社あたり限度額1,500万円)
転居経費助成	補助対象	本社機能の移転に伴い、従業員及びその家族の県内への転居(1年以上居住するものに限る)に係る経費のうち企業が負担する経費
	要件	次のいずれかの要件を満たすもの 【1】雇用経費助成の要件を満たす本社機能の移転に伴うものであること 【2】企業負担に係る転居世帯数が2以上であること
	補助額等	補助対象経費の2分の1(1社あたり限度額1,500万円、1世帯あたり上限50万円)

青森県むつ小川原開発地区企業立地促進費補助金

対象地域	むつ小川原開発地区等(六ヶ所村及び三沢市)
対象企業	むつ小川原開発地区等内に立地する企業
要件	次の要件を満たすもの 【1】用地取得後、原則として3年以内に操業等が見込まれるもの 【2】操業開始後1年以内に雇用創出効果が5人以上見込まれるもの 【3】用地取得面積が1,200㎡以上
補助対象	工場又は事業場の用地及び工場等の従業員の福利厚生施設用地の取得に要する経費
補助額	用地1平方メートル当たり2,500円

青森県IT・コンタクトセンター関連産業立地促進費補助金

対象企業	【1】県の誘致企業であること 【2】コンタクトセンター関連企業または情報システム・クリエイティブ関連企業であること 【3】操業開始時点において、当該事業所の県内から雇用する従業員等が次の人数以上の企業であること ①コンタクトセンター関連企業 新設:5人以上、増設:雇用増50人以上 ②情報システム・クリエイティブ関連企業 3人以上
交付内容など	新設
	【1】通信回線の使用に要する経費 ①コンタクトセンター関連企業 2分の1(限度額:年額3,000万円) ②情報システム・クリエイティブ関連企業 2分の1(限度額:年額180万円) 【2】貸しオフィス等の賃借に要する経費 ①コンタクトセンター関連企業 4分の1(限度額:年額700万円) ②情報システム・クリエイティブ関連企業 2分の1(限度額:年額480万円) ※コンタクトセンター関連企業における【1】、【2】の限度額は、3年間で総額1億円 【3】福利厚生スペース等の整備に要する経費 コンタクトセンター関連企業のみ 4分の1(限度額:1社当たり250万円) 従業員の就労環境改善に寄与するスペースの整備が対象。 【4】地元従業員の雇用に要する経費 情報システム・クリエイティブ関連企業のみ(限度額:3年間で総額270万円) 県内からの新規常用雇用者1人につき30万円を補助。 【5】補助期間36ヶ月
交付内容など	増設
	【1】貸しオフィス等の賃借に要する経費 コンタクトセンター関連企業 2分の1(限度額:年額1,400万円) 【2】補助期間24ヶ月

優遇支援制度

原子力立地給付金(電気料金の割引)

制度の概要 電力会社から電気の供給を受けている原子力発電施設等の周辺地域の住民・企業に対し、給付金を交付する。

対象者 対象地域内において、基準日(毎年10月1日)に電力会社と電気供給契約を締結している企業、住民。

交付内容など	対象市町村	区分	交付単価(割引金額)	対象市町村	区分	交付単価(割引金額)
	東通村	企業	281円/kW・月	佐井村	企業	154円/kW・月
1,125円/口・月			家庭			618円/口・月
六ヶ所村		企業		281円/kW・月	東北町、平内町、七戸町、六戸町、おいらせ町	企業
			家庭	2,056円/口・月		
大間町		家庭		900円/口・月	三沢市	企業
			風間浦村	家庭		

※交付単価は2021年4月1日現在のものです。 ■問合せ先:一般財団法人電源地域振興センター TEL.03-6372-7309

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金

制度の概要 原子力発電施設等の所在及び周辺地域への企業立地を支援するため、企業の電気料金に対して給付金を交付する。

対象者要件 ◎対象地域内において、工場・事業所等を新設・増設した企業で、以下の要件を満たす者
【1】新設・増設に伴う契約電力の増があること
【2】新たな雇用の増加数が3人以上であること
【3】次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること(※)
 ア.製造業に属する事業
 イ.企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業
 ウ.企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により県又は市町村から金銭的な支援を受けているもの
【4】投資額(特例加算を受ける場合)
 製造業等で、投資額[所在市町村]新設500万円(増設250万円)
 [隣接市町村]新設1,000万円(増設500万円)以上であること
 ※【3】については、企業立地日が平成27年10月1日以後である事業に適用

対象地域	原子力施設所在市町村	むつ市、六ヶ所村、大間町、東通村
原子力施設隣接市町村	十和田市(旧十和田市)、三沢市、平内町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、風間浦村、佐井村	

交付期間 新設・増設した半期の翌半期から8年間

交付内容など	◎交付額は、次の式により求めた額と交付限度額(算定電気料金・支払電気料金)のうち最も低い額 【電力給付金分(契約電力*1×(算定単価*2-交付金単価*3)×月数)+特例加算分(増加雇用人数×30万円*4)】 ※4 隣接市町村は15万円	
	雇用創出効果	契約電力上限*1
交付内容など	3人以上20人未満	1,500kW
	20人以上	2,500kW
	区分(支払電気料金/契約電力×月数)	算定単価*2
	1,500円未満	600円
	1,500円以上 1,600円未満	640円
	1,600円以上 1,700円未満	680円
	1,700円以上 1,800円未満	720円
	1,800円以上 1,900円未満	760円
	以後100円刻み	以後40円刻み
	立地市町村	交付金単価*3
十和田市(旧十和田市)	0円/kW	
三沢市	187円/kW	
むつ市(旧むつ市)	393円/kW	
むつ市(旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村)	337円/kW	
六ヶ所村、横浜町	281円/kW	
大間町	450円/kW	
東通村	562円/kW	
佐井村	267円/kW	
平内町、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町	193円/kW	
野辺地町	0円/kW	
風間浦村	225円/kW	

※3. 交付金単価は2021年4月1日現在の原子力立地給付金等の単価です。 ■問合せ先:一般財団法人電源地域振興センター TEL.03-6372-7307

税に関する優遇制度

税制上の優遇措置※1

対象地域	産業振興促進区域	認定産業振興促進計画区域	地域未来投資促進法促進区域	原子力発電施設等立地地域			
法令等の種類	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	半島振興法	地域未来投資促進法	原子力発電施設等立地地域特別措置法			
国税	法人税	特定事業用資産の買換え特例	市街地等から工場適地等誘致地区内へ工場等を移転し、買換え資産として工場用地、建物、機械設備等取得し、旧用地等を譲渡する場合は課税の特例が認められる。		—		
			対象業種	①製造業②旅館業 ③情報サービス業等 ④農林水産物等販売業	①製造業②旅館業 ③農林水産物等販売業 ④情報サービス業等	地域経済牽引事業	—
				取得価額	対象業種①②500万円(資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人の場合は1,000万円、1億円超の法人の場合は2,000万円)以上 対象業種③④500万円以上	対象業種①②500万円(資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)以上 対象業種③④500万円以上	2,000万円以上 (国による事業の先進性等確認手続が必要)
			償却割合	機械等 32/100 建物等 48/100	32/100 48/100	40/100 (税額控除の場合は4/100) 20/100 (税額控除の場合は2/100)	—
県税	適用基準	不動産取得税	課税免除		課税免除	不均一課税	
			事業税	課税免除		—	不均一課税
				3年間		3年間	3年間
			対象業種	①製造業②旅館業 ③情報サービス業等 ④農林水産物等販売業	①製造業②旅館業 ③農林水産物等販売業 ④情報サービス業等	地域経済牽引事業	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業*2
取得価額	対象業種①②500万円(資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人の場合は1,000万円、1億円超の法人の場合は2,000万円)以上 対象業種③④500万円以上	対象業種①②500万円(資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)以上 対象業種③④500万円以上		1億円超 農林漁業及びその関連業種の場合には、5,000万円超	2,700万円超		
地方税	適用基準	固定資産税	3年間		準拠法令に基づき条例により制度化している市町村において課税免除又は不均一課税 ※ただし、半島振興法及び原子力発電施設等立地地域特別措置法に基づく優遇措置は不均一課税のみ		
			対象業種	①製造業②旅館業 ③情報サービス業等 ④農林水産物等販売業	①製造業②旅館業 ③農林水産物等販売業 ④情報サービス業等	地域経済牽引事業	製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業*2
				取得価額	対象業種①②500万円(資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人の場合は1,000万円、1億円超の法人の場合は2,000万円)以上 対象業種③④500万円以上	対象業種①②500万円(資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)以上 対象業種③④500万円以上	1億円超 農林漁業及びその関連業種の場合には、5,000万円超
			対象市町村	弘前市(旧相馬村地域)、五所川原市、十和田市(旧十和田湖町地域)、むつ市(旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村地域)、つがる市、平川市(旧碓ヶ関村地域)、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鯉ヶ沢町、深浦町、西目屋村、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、横浜町、東北町、大間町、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村 上記市町村が公表するとともに、大臣に提出した過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内の地区	五所川原市、むつ市、つがる市、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、中泊町、板柳町、鶴田町、野辺地町、横浜町、東北町(旧東北町地域)、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村 上記半島地域市町村が作成し、大臣の認定を受けた産業振興促進計画に記載された計画区域内の地区	※基本計画ごとに対象市町村が異なる 【青森県地域未来投資促進基本計画】 青森県内の全市町村 【青森県八戸圏域基本計画】 八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町 【弘前地域ライフ関連産業投資促進基本計画】 弘前市 ※固定資産税対象市町村については、各市町村にお問い合わせください。	十和田市、三沢市、むつ市(旧むつ市地域)、平内町、野辺地町、七戸町、おいらせ町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、東通村

※1. 要件については、各地域県民局県税部(県税)又は各市町村税担当(市町村税)までお問い合わせください。

※2. 製造業以外の業種は増加する雇用者(日々雇い入れられる者を除く。)の数が15人を超えるものに限る。